

横浜市の畜舎巡回における家畜保健衛生所の役割

県央家畜保健衛生所

渡邊 久美子 矢島 真紀子
横澤 ころろ 井澤 清
吉田 昌司

はじめに

横浜市（以下、市）では平成 20 年度から市内畜産農家全戸を対象に、畜舎巡回（以下、巡回）を実施している。農家の要望把握と家畜防疫対策、畜舎環境対策等を目的とし、市、農協（以下、JA）、県横浜川崎地区農政事務所（以下、農事）、県畜産技術センター普及指導課（以下、普及）、家畜保健衛生所（以下、家保）の関係機関合同で実施している。巡回を繰り返し行うことで農家の問題点や課題を把握し、各関係機関と連携した対応をすることで一定の効果が得られたので、その概要について報告する。

横浜市畜舎巡回の概要

巡回は市内畜産農家 33 戸（内訳：牛 19 戸、豚 9 戸、鶏 5 戸）を対象に、毎年 5 月から 8 月にかけて実施している。内容は、各種調査の実施、改善事項の指導、最新情報の提供、要望意見の聞き取りを行う。

前年度の各農家の問題点や課題を確認し、その年のテーマを決めるため、巡回前に関係機関で検討会を行う。平成 21 年度まではテーマは設けず、各機関で必要な調査を中心としていたが、平成 22 年度に国内で口蹄疫と鳥インフルエンザが発生したことをきっかけに、その年に合ったテーマを設けることになった。また、伝染病発生に伴う平成 23 年度の家畜伝染病予防法の改正により飼養衛生管理基準（以下、基準）が大幅に変更されたことを受け、平成 24 年度の巡回からは基準遵守を重点事項とし、各年のテーマと併せて基準の遵守状況を確認し、指導を行ってきた。

農家への巡回時には、関係機関がそれぞれ業務上専門とする分野を生かし、連携して支援や指導を行う。それぞれの役割としては、家保は畜舎等の衛生対策や国内外の伝染病発生状況等の情報提供と

飼料安全対策に関すること、市は巡回事務局を担当するとともに防疫対策支援や畜舎周辺美化、J A は補助金等の事業の紹介や後継者への営農支援、農事は家畜排せつ物法の遵守状況等、環境対策の確認や指導、普及は糞尿処理問題や暑熱対策等、環境に関することや後継者支援を担う。また、この巡回に合わせて平成 25 年度から県で実施している畜舎や施設周辺の環境美化・衛生対策や資源循環等の取り組みを審査するコンクール（以下、環境コンクール）の採点を、農事が主体となり、普及、家保合同で行う。

巡回終了後、情報共有を目的として再び検討会を行う。各関係機関がそれぞれ調査結果をまとめて情報を共有することで、農家の問題点や課題を洗い出し、その対応についての意見交換を行う。問題点や課題の例としては、カラスやネズミによる野生動物の被害、ハエ等の衛生害虫の発生、畜舎の臭気や排泄物の問題、車両や靴底消毒の不徹底、後継者対策などが挙げられた。その中で、特に入場車両の消毒が徹底されていないこと、および堆肥化の不具合や堆肥の余剰といった排泄物処理に関する問題について、関係機関が連携して取り組んだ。

家保の役割

1 畜舎等の衛生対策

家保は基準の遵守状況確認および指導、国内外伝染病発生状況等の情報提供をするとともに、畜舎環境衛生指導の一環として、アンモニア検知管による敷地境界の臭気検査を行った。また、伝染病発生時に備えた事前の準備として、家畜の導入元や出荷先の調査、飼料業者や医薬品販売業者等、農家を出入りする業者等の調査、衛生害虫の発生状況や対策、野生動物による被害の有無等の調査を行った。基準の全項目について毎年遵守状況を確認して指導を継続しているが、その中で特に遵守農家戸数が増えない項目を重点指導項目（1）、（2）とした。

（1）衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録の作成と保存

平成 24 年度の遵守農家戸数は、33 戸中 27 戸であったが、平成 25 年度では 23 戸まで減少したため、平成 26 年度からは立ち入り記録簿の配布と記入の指導を強化した。立ち入り記録簿には、巡回を実施する年月日、巡回者全ての氏名と所属、立ち入る目的、消毒の実施状況、1 週間以内の海外渡航歴等の必要事項を予め記入しておく。農家へ配布する際には、記入例を示しながら同様に記入するよう説明し、記入済みの記録を 1 年間保存するよう指導した。（図 1）

農場出入りチェック表（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊） 1年以上保存しましょう！

立入年月日 (時間)	氏 名	住所又は所属 (住所のみの場合は、その他へ記載)	目 的	消毒の状況	1週間以内の海外渡航 (有の場合は国名・地域当該地 での畜産関係施設への立入状 況の有無を記載)	備 考
1 28年 6月15日 (11時 00分)	田坂、江口、川西、 折原、関谷、横澤、渡邊	家保、飼料、集乳、獣医師、授精師、 剖蹄師、行政 (県・市・町・村) 業者 その他: JA	畜舎巡回	実施 未実施	なし	
2 (年 月 日 時 分)		家保、飼料、集乳、獣医師、授精師、 剖蹄師、行政 (県・市・町・村) 業者 その他:		実施 未実施		
3 (年 月 日 時 分)		家保、飼料、集乳、獣医師、授精師、 剖蹄師、行政 (県・市・町・村) 業者 その他:		実施 未実施		
4 (年 月 日 時 分)						
5 (年 月 日 時 分)						
6 (年 月 日 時 分)						
7 (年 月 日 時 分)						
8 (年 月 日 時 分)						
9 (年 月 日 時 分)						
10 (年 月 日 時 分)						
11 (年 月 日 時 分)						
12 (年 月 日 時 分)						
13 (年 月 日 時 分)						

記入例

立入年月日 (時間)	氏 名	住所又は所属 (住所のみの場合は、その他へ記載)	目 的	消毒の状況	1週間以内の海外渡航 (有の場合は国名・地域当該地 での畜産関係施設への立入状 況の有無を記載)	備 考
1 28年 6月15日 (11時 00分)	田坂、江口、川西、 折原、関谷、横澤、渡邊	家保、飼料、集乳、獣医師、授精師、 剖蹄師、行政 (県・市・町・村) 業者 その他: JA	畜舎巡回	実施 未実施	なし	

図1 立ち入り記録簿

(2) 入場車両の消毒

他の項目に比べ、入場車両の消毒について遵守農家戸数がなかなか増加しなかった。このことについて毎年巡回を行う中で、畜舎が住宅街の中に位置するため消石灰を散布することが難しい農家や、消石灰散布は実施しているが消毒効果が充分でない農家が見られる等、基準遵守が向上しない原因が判明した。そこで、平成28年度の巡回では『車両消毒のポイント』についてのパンフレットを作成した。このパンフレットの中で、周囲に配慮して消石灰を散布できない農家のために動力噴霧器や持ち運びのしやすい消毒用ポンプ等、他の消毒方法を紹介し、また消石灰散布は実施しているが十分な消毒効果が期待できない農家のために、正しい消石灰の散布方法について、効果的な散布量の目安を写真で示す等、視覚的に分かりやすいよう工夫して複数の方法を紹介した。(図2)

巡回時にはこのパンフレットを用いて説明をしながら全ての農家に配布し、それにより、農家がすぐに取り組める方法を選択することが可能となり、農家の現状に合わせた指導を行うことができた。



図2 車両消毒のパamフレット

2 飼料安全対策

飼料の給与状況、飼料添加物や動物用医薬品の使用状況、飼料業者や医薬品販売業者等の購入経路や購入頻度の調査について、飼料安全確保巡回調査表および飼料安全使用巡回調査表を活用して聞き取り調査を行った。

また、農林水産省のパンフレットを活用し、飼料および飼料添加物を適切に使用すること、農薬残留や異物の混入、かびの発生に注意して飼料を購入・給与すること、飼料の使用記録を付けること等、日々の作業の中で注意すべき内容を農家へ説明し、安全な畜産物を安定供給するための、飼料の適正使用の啓発を行った。

指導と相乗効果

1 飼養衛生管理基準

(1) 関係機関との相乗効果

市とJAは、基準項目の「衛生管理区域への病原体の持ち込み防止」の項目について、入場制限の指導に合わせて立ち入りを禁止する看板の配布や、立ち入る者の消毒に合わせて靴の消毒に使用する消毒槽と、消毒薬の効果を維持するための取っ手付きの消毒槽の蓋、靴底や車両の消毒

に使用する消石灰等を、指導を受けた際に農家がすぐに使用できるよう配布した。（写真1）家保の口頭指導に加えて、関係機関が配布したこれらの用具を農家が使用することにより、基準遵守の向上に繋がる結果となった。

農事は、普及と家保とともに環境コンクールの審査を採点表を用いて行った。（図3）審査項目の中の「畜舎周辺の環境美化」および「資源循環の実施状況」は農事と普及が中心となり、「畜舎等の衛生対策」は家保が中心となり審査を行った。農家に対し、その場で審査結果の講評と指導を行うことで、農家の反応を見ながら説明することができ、結果を点数化することで見える化に繋がり、農家が自分の農場の現状を客観的に把握しやすくなる効果があった。このことにより農家の意欲が上がり、より点数を上げるため畜舎周辺の清掃や植栽に力を入れて取り組む農家や、畜舎内を衛生的に保つよう努力する農家が見られ、農家の意識向上とともに基準遵守の向上にも効果を得た。



写真1 立入禁止看板、消毒槽、消毒槽の蓋

別紙1
平成28年度神奈川県畜産環境コンクール採点表

地域審査
担当者

審査項目 A(農事) B(家保) C(畜技)

畜舎周辺の環境美化 (農事・畜技C)

畜舎等の衛生対策 (家保)

資源循環の実施状況 (農事・畜技C)

年度別の審査結果

審査項目	氏名		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
環境美化	採点	状況	
衛生対策	採点	状況	
資源循環	採点	状況	
総合評価	採点	状況	
備考			

図3 環境コンクールの採点表

(2) 基準の遵守農家戸数の推移 (図4)

家保が関係機関と連携して指導を継続したことで、基準の各遵守項目について、遵守農家戸数の向上が見られた。

①衛生管理区域への病原体の持込みの防止

『衛生管理区域及び畜舎（家きん舎）に立ち入る者の消毒』

家保の継続した指導に加え、市とJAが消毒槽や消毒槽の蓋、消石灰等を配布したことにより、遵守農家戸数が平成24年度は全33戸中22戸であったが、平成28年度には29戸に増加した。

②感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

『感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存』

平成 24 年度は遵守農家戸数が 27 戸であったが、平成 25 年度は 23 戸へ減少した。家保は巡回当初から立入記録簿の配布と記入を指導していたが、平成 26 年度からは配布と併せて記入方法を例で示し繰り返し説明する等、重点的に指導した結果、平成 28 年度には 30 戸へと増加した。

③衛生管理区域の衛生状態の確保

『畜舎（家きん舎）及び器具の清掃、又は消毒等』

『空房（空舎）、又は空ハッチ（空ケージ）の清掃及び消毒』

重点指導項目について関係機関が連携し指導を続けたことで農家の衛生意識が高まり、重点指導項目ではなかったが、「衛生管理区域の衛生状態の確保」の項目においても、遵守農家戸数が平成 24 年度は 24 戸であったのに対し、平成 28 年度は 32 戸に増加した。

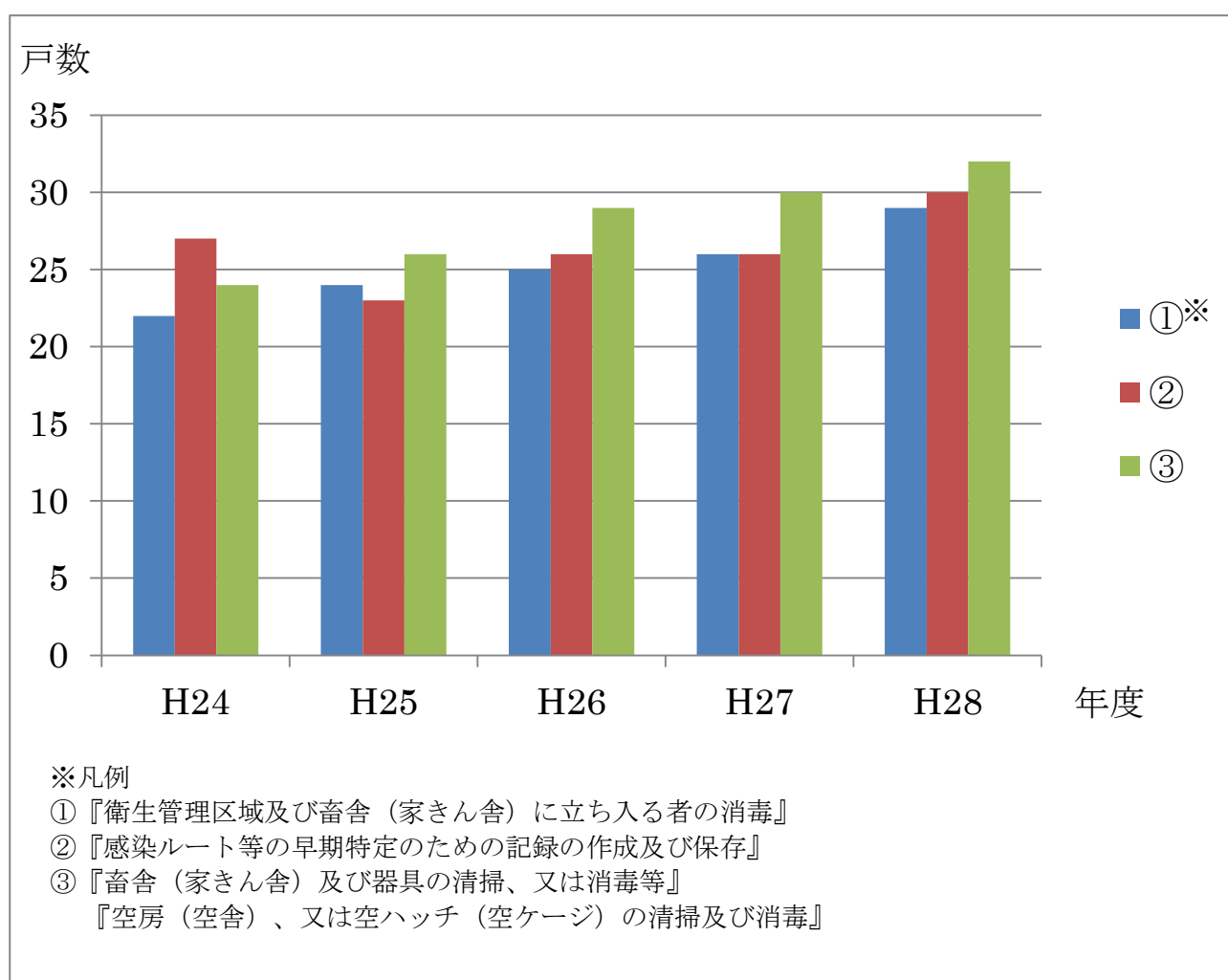


図 4 基準の遵守農家戸数

2 排泄物の適切な処理

巡回時に、いくつかの農家において、堆肥化の不具合や堆肥の余剰等の問題が確認された。そこで、農事は家畜排せつ物の内容に基づき、「たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準（以下、管理基準）」について農家が理解しやすいよう繰り返し説明した。市は景観や臭気、衛生害虫の発生等について、周辺住民に配慮した対応をとる必要があることを説明するとともに、景観美化のための花を配布する等の対策を行った。家保は伝染病を伝播する恐れのある堆肥舎の衛生害虫等の衛生対策指導を行った。

普及は、農家が自ら堆肥温度を確認できるよう、ペットボトルで作成した簡易温度計の配布や、その場で堆肥温度と比重を測定する等、適正な堆肥作成のためのアドバイスを行った。（写真2）農家側からも、堆肥の温度管理等について、今まで以上に意識を持つようになった等の意見があり、一定の効果が得られた。

市とJAは、堆肥の余剰の問題を解決するため、共同堆肥場の紹介や、農家と堆肥の引き取り先とのマッチングを行い、余剰堆肥の処理を促した。



写真2 簡易温度計および堆肥温度測定の様子

このように、関係機関が連携して繰り返し農家への指導やアドバイスを行うことで、堆肥化の不具合や堆肥の余剰といった排泄物処理問題の改善がみられた。また、畜舎周囲を住宅地に囲まれている状況であるため、適切な排泄物処理を含めた環境美化等、周辺への配慮が特に必要であるという農家の意識向上に繋げることができた。(図5)

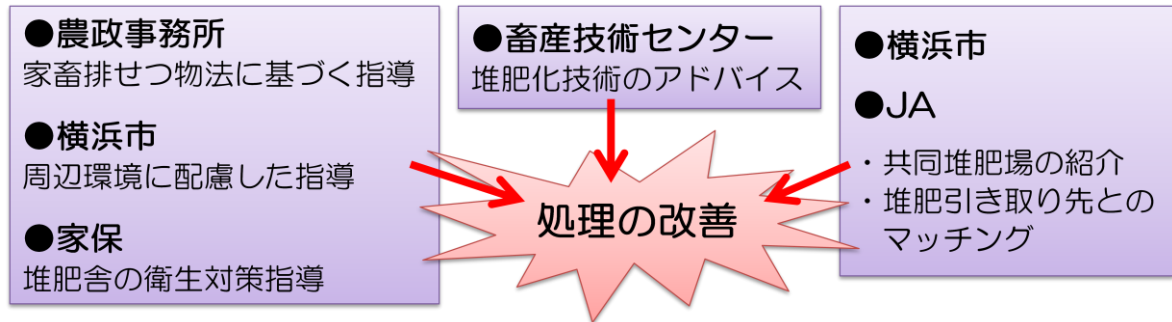


図5 排泄物処理問題への関係機関の連携した対応

まとめ

平成20年度から5機関合同で畜舎巡回を実施し、その中で、家保は基準遵守を始めとした畜舎等の衛生対策と飼料安全対策の指導を行った。

衛生対策における基準遵守の指導について、家保は立入記録簿配布と記入の指導の強化や、パンフレットを用いた複数の車両消毒方法の紹介等、農家が取り組みやすいような指導を行った。さらに、市とJAは、衛生管理区域への立ち入りを禁止する看板、靴底消毒用の消毒槽、消毒槽の蓋、消石灰等の配布といった、より実践的な支援を行った。農事が、普及と家保とともに実施する環境コンクールの審査結果を点数化することで、農家が客観的に自農場の現状を把握し、畜舎環境への意識向上に繋がった。このように関係機関が連携することで、相乗効果が得られ、衛生管理区域への病原体の持ち込み防止、感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存、衛生管理区域の衛生状態の確保の項目について、基準遵守の向上が見られた。

また、巡回時に確認された、堆肥化の不具合や堆肥の余剰といった排泄物処理問題についても、家保は堆肥舎の衛生対策指導、農事は家畜排せつ物法に基づいた指導、市は景観や臭気等、周辺住民に配慮した対策指導、普及は適正な堆肥作成のためのアドバイスと、関係機関が連携して取り組むことにより、適切な排泄物処理や、周辺住民へ配慮した畜舎環境美化等の、農家の意識向上にも繋がった。

今後の巡回においても継続的に関係機関と連携し、衛生対策を含めた畜産農家への支援を続けていきたい。